

令和 2 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 2 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和2年第1回西秋川衛生組合議会 定 例 会

2月19日（水曜日）

出席議員（13名）

1 番 清水 晃議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 田中千代子議員	5 番 ひはら省吾議員
6 番 臼井 建議員	7 番 田村みさ子議員
8 番 木住野智行議員	9 番 清水 浩議員
10 番 清水 兵庫議員	11 番 浜中 由造議員
12 番 小峰 陽一議員	13 番 小山 辰美議員
14 番 相田恵美子議員	

欠席議員（ 0 名）

出席説明員

管 理 者	村木 英幸君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	内倉 厚君
日の出町生活安全安心課長	坂井 岳君
檜原村産業環境課長	久保嶋光浩君
奥多摩町環境整備課長	坂村 孝成君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	森田 昭君
庶務係長	乙訓 茂君

令和 2 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和 2 年 2 月 1 9 日（水）午後 2 時 0 0 分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		副議長の選挙
日程第 6	専決第 1 号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	議案第 1 号	西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
日程第 8	議案第 2 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第 9	議案第 3 号	西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 4 号	東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 11	議案第 5 号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 12	議案第 6 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

日程第 1 3	議案第 7 号	令和元年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 1 4	議案第 8 号	令和元年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 9 号	令和 2 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第 1 6	議案第 1 0 号	令和 2 年度西秋川衛生組合会計予算

午後1時55分 開会・開議

○議長（田中千代子議員） 定刻前ですが、皆さんそろいましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。

令和2年第1回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

早いもので、2月も半ばを迎えようとしております。議員の皆様方には、議会中あるいは議会前の御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

議事運営につきまして、今年最初の議会となりますので、1年、特段の御配慮、御協力をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大も心配されます。一日も早い終息に向かうよう、感染予防に私たちもともどもに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたく、お願い申し上げます。

また、本定例会終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、あわせてお願い申し上げます。

次に、去る11月の奥多摩町議会議員選挙に伴い、12月2日の奥多摩町議会臨時会において、当組合議会議員の改選が行われ、小峰陽一議員、小山辰美議員、相田恵美子議員の3人が選出されましたので、自己紹介をさせていただきます。

それでは、小峰議員より順次、お願いいたします。

○12番（小峰 陽一議員） 去年12月から、前にちょっとこちらで議員をやらせていただいたのですが、2回目になるのですけれども、奥多摩の小峰です。よろしくお願いいたします。

○13番（小山 辰美議員） 奥多摩の小山と申します。この12月より議会議員の新人になりました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○14番（相田恵美子議員） 奥多摩町の相田恵美子と申します。小山さん同様、1期目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） それでは日程第1、議席の指定を行います。

奥多摩町議会より選出されました3人の議員の議席については、西秋川衛生組合議会会議規則第3条第1項の規定により、小峰陽一議員を12番、小山辰美議員を13番、相田恵美子議員を14番に指定いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、7番田村みさ子議員、8番木住野智行議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決1件、議案第1号から議案第10号までの10件でございます。

また、関係議案の資料につきましても、配付のとおりでございます。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 次に、管理者から発言の申し出がありますので、許可い

たします。管理者。

○管理者（村木 英幸君） 管理者の村木英幸でございます。

令和2年第1回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

暦の上では春ですが、まだまだ冷え込みの厳しい日が続いています。議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新たに御就任されました奥多摩町議会の議員の皆様方には、今後とも当組合圏域の住民のために御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議案ですが、職員の給与に関する条例改正の報告及び承認並びに令和2年度会計予算を初めとする、議案10件を御提出しております。

内容につきましては、順次、御説明させていただきますが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、近況について、御報告させていただきます。

まず、昨年発生した台風19号によって、構成市町村でも甚大な被害に見舞われ、地域によっては、多量の災害廃棄物が発生してしまいました。構成市町村の災害廃棄物につきましては、昨年10月から当組合高尾清掃センターで収集ごみとあわせ、円滑に処理を行っている旨の報告を受けております。

また、本年に入り、東京都知事から同台風に伴って生じた、宮城県の災害廃棄物の広域処理について、東京都市長会及び東京都町村会へ協力依頼があり、これを受け、当組合を含めた多摩地域の清掃工場で支援することとなりました。

詳細につきましては、本定例会終了後、議員全員協議会を開催させていただき、旧し尿処理施設跡地の財産処分の進捗状況とあわせて、御報告させていただく考えていますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶及び近況報告とさせていただきます。

貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。



○議長（田中千代子議員） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に12番小峰陽一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました小峰陽一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12番小峰陽一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小峰陽一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

それでは、小峰陽一議員より、副議長承諾の御挨拶をお願いいたします。

○副議長(小峰 陽一議員) ただいま議員各位の御推挙を賜りまして、西秋川衛生組合議会副議長に就くことになりました奥多摩町議会から選出の小峰陽一でございます。

誠に光栄と存じますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いであります。今後は、副議長の職務を遂行し、田中議長の補佐役として、組合の推進と議会の公正、かつ円滑な運営に誠実に進めてまいりたいと思っております。

前副議長と同様、格別の御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。



○議長（田中千代子議員） 日程第6、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました専決第1号について、御説明申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じて、規定を整備する必要が生じたため、令和元年11月28日付をもって、専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。

専決第1号、議案書の裏面が専決処分書になります。その右側のページが具体的な改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市の職員の給与改定に準じて、職員給与の改定のため、条文の規定を改めたものでございます。

初めに、第1条で、今回の勧告で示された勤勉手当0.05月分を、令和元年は12月期の勤勉手当で引き上げるため、例規集の401ページの2に記載の第23条第2項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の130」を「100分の135」に改めたものでございます。

また、同項中の再任用職員の勤勉手当につきましても0.05月分引き上げることから、「100分の47.5」を「100分の52.5」に、「100分の57.5」を「100分の62.5」に改めたものでございます。

次に、第2条につきましては、勤勉手当0.05月分の増加分を令和2年は、6月期と12月期に0.025月分ずつ配分するため、先ほど御説明いたしました改正後の第23条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に、

「100分の135」を「100分の132.5」に改め、再任用職員の引き上げ分の勤勉手当0.05月につきましても「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の62.5」を「100分の60」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第7、議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第1号について、御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し、規定を整備するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、内容について、御説明させていただきます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容でございますが、まず、第2条では、報酬等の支払い方法について、一般職職員の規定を準用する旨、規定しております。

第3条では、報酬の額について、日額、時間または月額で定め、職種ごとに職員の給料表1級または2級の最高、号給の金額を上限とし、管理者が定める旨及び超過勤務手当に相当する報酬の支給について規定しております。

第4条では、報酬の支給について、支給日、所定の勤務日に達しない場合の報酬の減額及び報酬からの控除項目について規定しております。

第5条では、出張及び通勤に係る費用弁償について、額及び支給方法を規定しております。

第6条では、期末手当について、支給対象者を9月30日及び3月31日にそれぞれ在職する職員とし、支給額は規則で定める方法により計算した基礎額に年1.45月を乗じて得た額とする旨、規定しております。

施行日につきましては、令和2年4月1日になります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第8、議案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第2号について、御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、規定を整備するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、内容について、御説明させていただきます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるため、関係する7つの条例を一括して改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、例規集281ページの西秋川衛生組合職員定数条例につきましては、臨時的任用職員のうち、定数となる職員の範囲を明確にするため、規定を改めるものでございます。

第2条は、例規集291ページの西秋川衛生組合職員の分限に関する条例につきましては、会計年度任用職員についても西秋川衛生組合職員の分限に関する条例の対象とするため、適用範囲を定める必要がなくなることから、条を削るものでございます。

第3条は、例規集305ページの西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては、条例の対象を「臨時職員等」から「会計年度任用職員」に改めるものでございます。

第4条は、例規集317-40ページの西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、会計年度任用職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律が適用され、育児休業等が取得可能となることから、規定を整備するものでございます。

第5条は、例規集354ページの西秋川衛生組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給方法を会計年度任用職員でなく、一般職員の例によることを明確にするため、規定を改めるものでございます。

第6条は、例規集381ページの西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例につきましては、会計年度任用職員の報酬等について、常勤職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別の条例で定める旨、規定するものでございます。

第7条は、例規集481ページの西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例につきましては、会計年度任用職員の費用弁償について、別に条例で定める旨、規定するものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からになります。

御説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（田中千代子議員） 日程第9、議案第3号、西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第3号について、御説明申し上げます。

本件につきましては、勤勉手当の支給に係る扶養手当の取り扱い及び一般職給料表を改定するため、規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、御説明させていただきます。

例規集は381ページになります。

まず、勤勉手当につきましては、あきる野市の職員の給与改定に倣い、勤勉手当の算出基礎額から扶養手当を除くため、規定を改めるものでございます。

また、一般職給料表は、将来の組合組織のあり方等を踏まえ、規定を改めるものでございます。

では、主な内容について、御説明させていただきます。

第22条第2項及び同条第4項の改正は、期末手当に係る文言の整理及び5級である職員を削るため、行うものでございます。

次に、第23条第2項の改定でございますが、期末手当を算出するための手当基礎額を給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とし、勤勉手当の算出過程から扶養手当を除くものでございます。

また、例規集411ページの別表第2の1の改正は、5級にある事務局長及び会計管理者の職務級を4級に改めるものでございます。

施行につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、附則2において、一般職給料表の職務級改定に伴い、西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例の規定を整備するものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号、西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(田中千代子議員) 日程第10、議案第4号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより提出者から理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(村木 英幸君) ただいま上程されました議案第4号について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合規約を変更するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(田中千代子議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) それでは、御説明させていただきます。

初めに、議案書に新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

内容でございますが、別表第1項及び別表第2のうち、福生病院組合の名称が、福生病院企業団に変更されたことに伴う改正であります。

施行日は、東京都知事の許可のあった日からありますが、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(田中千代子議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(田中千代子議員) 日程第11、議案第5号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

これより提出者から理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(村木 英幸君) ただいま上程されました議案第5号について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(田中千代子議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) それでは、御説明させていただきます。

初めに、議案書に新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御覧ください。

本件につきましては、福生病院組合が地方公営企業法に規定する企業団へ移行することに伴いまして、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があり、規約を変更するものでございます。

具体的には、別表から福生病院組合を削除するものでございます。

施行につきましては、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(田中千代子議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第12、議案第6号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第6号について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、御説明させていただきます。

初めに、議案書に新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御覧ください。

内容でございますが、別表第1及び別表第2のうち、福生病院組合の名称が、福生病院企業団に変更されたことに伴う改正であります。

施行日は、東京都知事の許可のあった日からありますが、別表第1項及び別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第13、議案第7号、令和元年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件及び日程第14、議案第8号、令和元年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま一括上程されました議案第7号及び議案第8号について、御説明申し上げます。

議案第7号につきましては、令和元年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金1943万6000円を減額し、変更の負担金の総額を11億5257万5000円とするものでございます。

次の議案第8号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ3253万2000円を減額し、補正後の予算総額を12億9592万7000円とするものでございます。

各議案の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第7号、令和元年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は11億7201万1000円で、1943万6000円を減額し、変更後の負担金の合計を11億5257万5000円とするものでございます。

また、構成市町村別の変更額は、あきる野市が1329万8000円、日の出町が205万3000

円、檜原村が125万4000円、奥多摩町が283万1000円をそれぞれ減額するものでございます。

この要因につきましては、議案第8号で御説明させていただきますが、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込額を確定したことによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の次のページの別紙を御覧いただければと思います。

ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等につきましては、表記載のとおりでございます。

次のページには、負担金算出基礎が異なりますし尿処理に係る市町村別の負担金の変更の表を添付しております。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しております。

次に、議案第8号、令和元年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

歳入について、御説明いたします。補正予算説明書8ページ、9ページをお開きください。

（款）01負担金でございますが、議案第7号で御説明いたしたとおり、構成市町村の負担金を1943万6000円減額するものでございます。

次に、（款）02使用料及び手数料1100万円は、説明欄のとおり、廃棄物処理手数料収入の増額が見込まれることから、追加するものでございます。

次に、（款）06諸収入の2409万6000円の減額ですが、説明欄のとおり、有価物売却代の減少が見込まれるため、減額するものでございます。要因は、今年度に入りまして、有価物のうち、金属類、古紙類等の買取価格が下落傾向にあり、特に外国へ輸出を行ってきた段ボール、雑誌、新聞等の古紙類の受入れが制限されたことに伴い、国内に多量の古紙類が余剰してしまい、価格が下落したものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出について、御説明いたします。

まず、（款）02総務費、（目）01組合事務所費1453万9000円を減額いたします。主な内訳は、説明欄01総務事務経費は、1105印刷製本費を例規集追録の確定により、減額いたします。

02企画計画経費及び施設管理経費の業務委託料は、契約額の確定に伴い、契約差

金が生じたため、減額いたします。

40一般職人事管理経費の0301一般職職員手当、0401共済組合負担金の減額は、執行見込みを確定したことによるものでございます。

55財産処分経費の1222の不動産鑑定料は、鑑定料金の確定に伴う契約差金で、1370し尿処理施設跡地土壌調査業務委託料は、し尿処理跡地土壌状況調査業務委託の契約差金及び調査結果が規制基準値等を満足していたため、再調査業務委託を別発注しなかったことから、減額いたします。

次に、(款) 03廃棄物処理費、(目) 01ごみ処理管理費を449万3000円減額いたします。主な内訳は、説明欄01ごみ処理管理経費の1304資源化処理業務委託料の増額は、元号改正に伴いまして、祭日に処理業務を行ったため、委託料を追加するものでございます。

次に、四半期ごとに支払われます1392ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料は、1月から3月までのごみ処理量を推移して、執行見込額を算出し、減額いたしました。

次に、(目) 02最終処分場施設管理費を196万2000円減額いたします。内訳は、説明欄03施設維持管理経費のうち1349第2最終処分場残余容量調査業務委託料は、発注手法を変更したことにより、減額いたしました。

また、その他の委託料につきましては、契約額の確定に伴う契約差金でございます。

次に、(目) 03し尿処理管理費308万7000円減額いたします。内訳は、説明欄01し尿処理管理経費及び02公害防止対策経費の委託料は、契約額の確定に伴い、差金が生じたため、それぞれを減額いたしました。

03施設維持管理経費のうち、1106光熱水費は、執行見込額を確定したことにより、減額するものでございます。

次に、1ページをめぐっていただき、(款) 04公債費、(目) 01元金769万5000円の減額は、旧し尿処理施設の解体工事費の一部を令和元年5月に東京都区市町村振興協会から借入れましたが、据置期間がないことで、元金償還金を予算計上しておりましたが、据置期間2年の条件で借入れられたことから、元金を減額するものでございます。

次に、02利子75万6000円の減額は、借入利率の確定に伴い、減額するものでござ

います。

以上、議案第7号、第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。山根トミ江議員。

○2番（山根トミ江議員） 1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、議案第8号のほうです。先ほどの説明で、8ページのところで、有価物売却代減額2409万6000円ですか。6200万円に対して2400万円はかなり大きい金額かなというふうに思うのですけれども、説明では、段ボールとか雑誌、古紙とか、いろいろ価格が下落したと、このような説明でしたので、もし分かれば、具体的にはどれぐらいだったのが、どのように下落してしまったのか、幾つか分かることがあれば教えていただければと思います。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 有価物の売却代の収入でございますが、金属類、それと古紙類、布類の資源物で収集した売却代。そして、そのほかにペットボトルの入札抛出金、そのほかに使用済み小型家電の売却代等が有価物の売却代収入となっております。

今回の減額補正の要因でございますが、全売却収入の約90%を占めております金属類、古紙類及び布類等の資源物のうち、金属類及び古紙類の買取り単価が下落したことによるものでございます。

特に古紙類の下落が著しく、先ほどの補正予算でも御説明させていただいたとおり、古紙類は国内のほかに、諸外国に輸出しております。特に需要が多かったのが中国でございます。中国は、報道でもあるように、廃棄物輸入ゼロを掲げて、輸入を制限しております。このようなことから、国内に段ボール、雑誌、新聞等の古紙類が余剰し始めまして、国内の処理のキャパシティーを非常に大きく超えてしまいました。そのようなわけで、国内の買取りメーカーでは値下げ、さらには買取りを辞退するメーカーも出てきているというような報告を買取り業者のほうから受けております。

しかしながら、委託の買取り事業者には、資源として収集しておりますので、受

入れ先を確保する旨、依頼はしておるのですけれども、このような状況が続きますと、古紙類等は今後、逆有償になるという可能性も出てくるのではないかというふうに推測しているところでございます。

ちなみに、先ほど金額がどのぐらいというようなお話がありましたけれども、本年度4月から今年の1月までの売却金額と、前年度のやはり同じ4月から1月までの金額を比較した数字がでございます。比較してみますと、鉄、アルミ等の金属類が約530万円。新聞、段ボール、雑誌類の古紙類が約1470万円下落したという数字を得ております。

以上でございます。

○議長（田中千代子議員） 山根トミ江議員。

○2番（山根トミ江議員） 丁寧なお話をありがとうございました。聞いてみないと分からないものだなということが分かりまして、外国のそういう政策がいろいろあるのでしょうか。輸入をゼロにするとか、そういうことの影響もかなり受けたのかなという感じがします。

今後、古紙とか、リサイクル、資源ごみとして私たちはぜひ書類を受け取ってもらいたいというとおかしいのですけれども、やっていただきたいので、大変だとは思うのですけれども、ぜひ今後も引き続き、下落したのですけれども、頑張ってもらっていただきたいということを申し上げて終わりにします。

ありがとうございます。

○議長（田中千代子議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしました。採決については個別に行います。

これより議案第7号、令和元年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中千代子議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長(田中千代子議員) 続いて、議案第8号、令和元年度西秋川衛生組合会計補正予算(第2号)の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中千代子議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長(田中千代子議員) 日程第15、議案第9号、令和2年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件及び日程第16、議案第10号、令和2年度西秋川衛生組合会計予算の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(村木 英幸君) ただいま一括上程されました議案第9号及び議案第10号について、御説明申し上げます。

議案第9号につきましては、令和2年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を11億4263万4000円に定めるものでございます。

次の議案第10号は、令和2年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億773万2000円とするものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(田中千代子議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) それでは、御説明いたします。

まず、議案第9号、令和2年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでございます。

負担金総額は、表中合計欄のとおり11億4263万4000円でございます。

構成市町村別の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に、構成市町村の負担金の算出基礎は、次のページの議案第9号別紙を御覧いただきたいと思います。

まず、ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。負担割合は、平等割10%、人口割30%、利用割60%で決定しており、算出いたしますと、表中合計欄の計の合計欄の計のとおり、ごみ処理に係る負担金は10億332万9000円となっております。

では、次のページを御覧ください。

し尿処理に係る負担金の算出基礎が整理されております。負担割合は、平等割5%、利用割95%で決定しており、これで算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、し尿処理に係る負担金は1億3930万5000円となっております。

なお、ただいまのページの裏面には、それぞれごみ処理及びし尿処理に係る負担金の算出基礎及び計算式を記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、議案第10号の説明ですが、別冊の令和2年度西秋川衛生組合会計予算書を御覧いただければと思います。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続き各種業務の見直し、削減など、事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行うための必要最小限の経費を計上させていただきました。

それでは、御説明いたします。

初めに、1ページを御覧いただければと思います。

予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ12億773万2000円となっております。

次に、2ページ、3ページを御覧いただければと思います。

この表は、歳入歳出の（款）・（項）の総括表となっております。

次に、歳入について、御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

（款）01負担金でございますが、議案第9号で御説明いたしましたとおり、本年度は11億4263万4000円を予定しており、（節）の項目は、負担金算出基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分しております。

次に、（款）02使用料及び手数料、（目）01廃棄物処理手数料1200万円は、説明欄01廃棄物処理手数料収入で、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手

数料を昨年の搬入実績等を踏まえ、計上いたしました。

次に、(款) 03繰越金、(目) 01繰越金の600万円は、説明欄01ごみ処理経費及び02し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、(款) 04諸収入、(目) 01雑入の4709万9000円の主なものは、説明欄11の有価物売却代で、資源物、ペットボトル及び小型家電の売却代で、前年度の売買実績を踏まえ、計上させていただきました。

では次に、歳出について、御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

まず、(款) 01議会費、(目) 01組合議会費は88万6000円でございますが、これは、議会運営のための経費で、議員報酬が主なものでございます。

次に、(款) 02総務費、(目) 01組合事務所費1億4890万7000円は、総務事務経費、施設の管理経費、職員等の人事管理経費などがございます。

では、主なものについて、説明欄について、御説明いたします。

まず、説明欄01総務事務経費ですが、主に事務的経費について計上しております。11ページ中段の1245地方公会計財務処理作成支援業務委託料214万5000円は、令和元年度決算の複式簿記による財務書類作成に係る支援を受けるための経費でございます。

次に、説明欄下段の2403西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、令和15年までの長期包括委託をしておりますごみ処理施設運営・維持管理業務委託料の平準化を図るための積立金でございます。

1ページめくっていただき、13ページを御覧いただければと思います。

03施設管理経費のうち、1289緑地管理業務委託料710万6000円は、ごみ処理施設整備事業に伴い、周辺緑地を整備した箇所の保全及び組合敷地内の緑地を管理するために要する経費でございます。

次に、40一般職人事管理経費9208万9000円でございますが、一般職職員9人の給料、職員手当、各種負担金等を計上しております。

次に、41再任用職員管理経費609万9000円は、再任用職員2人の人件費でございます。

次の45地元対策経費162万1000円のうち、説明欄1807自治会運営費交付金は、ごみ

処理施設及び最終処分場に係る地元自治会への交付金でございます。

1ページをめくっていただき、次に、(款) 03廃棄物処理費でございます。まず、(目) 01ごみ処理施設管理費5億305万8000円は、高尾清掃センターにあるごみ処理施設の管理・運営をするための経費でございます。

では、説明欄を御覧ください。

01ごみ処理管理経費5億28万3000円でございます。

主なものについて、御説明いたします。

1007修繕料は、作業用重機の特定自主点検や整備に要する経費でございます。

1204資源化処理業務委託料は、缶、ビン、紙、布類などを資源化処理するための業務を委託する経費でございます。

1209有価物回収業務委託料は、回収した資源物等の売却に要する業務委託料でございます。

1212有害ごみ処分業務委託料は、乾電池、蛍光灯などの有害ごみを専門業者に処分を委託する経費でございます。

次に、1287ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料は、令和2年度で7年目を迎えますごみ処理施設運営・維持管理業務委託事業者の運営状況等のモニタリングを行うため、専門的知見を有するコンサルに支援を受けるための経費でございます。

次に、1292ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料4億108万1000円は、ごみ処理施設運営事業者へ支払う、令和2年度分の委託料となっております。委託料につきましては、固定料金と変動料金で構成されており、変動料金は、年間のごみ処理量や売電収入により、変動いたします。

次に、02公害防止対策経費239万円の内訳は、熱回収施設に係る組合所掌分の環境関連分析調査を行うための1201環境調査業務委託料及び公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、納付する2602汚染負荷量賦課金でございます。

次に、03施設維持管理経費38万5000円は、組合の直営業務であるリサイクル施設の維持管理のための経費を計上いたしました。

次に、(目) 02最終処分場施設管理費8618万2000円は、最終処分場を管理するための経費でございます。

では、説明欄を御覧ください。

01最終処分処理経費は4479万6000円でございます。

主なものは、1003燃料費は、埋立て作業、掘り起こし作業に使用する運搬車、作業用重機の燃料費でございます。

1007修繕料は、作業用重機の法定点検や自主点検の経費でございます。

1285第2御前石最終処分場再生事業運営業務委託料は、埋立て、掘り起こし、選別及び運搬業務を行うための経費でございます。

次の02公害防止対策経費1689万2000円は、1201環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生いたしますガス、浸出水処理施設からの処理水、周縁地下水の水質、掘り起こしに伴う、ばいじん、振動、悪臭などの環境調査に係る経費を計上しております。

1ページをめくっていただき、17ページを御覧いただければと思います。

03施設維持管理経費2449万3000円でございます。説明欄1007修繕料は、老朽化した水処理施設内容を修繕計画に基づき、実施するための経費を計上しており、説明欄中段の1207第2最終処分場環境影響評価事後調査業務委託料は、第2処分場建設に伴う東京都条例による環境アセスメントの事後調査業務でございます。調査期間は、埋立て完了から5年先となっております。毎年調査を行い、結果を東京都へ報告することとなっております。

次の1219処分場内緑地管理業務委託料は、ただいまの環境アセスメントに基づき、植栽した立木等の管理経費でございます。

1233浸出水処理管理業務委託料は、水処理施設の点検業務を年4回行うための経費であります。

1241遮水シート漏水検知修復システム点検整備業務委託料は、遮水シート漏水検知システムの点検・整備を年2回行うための経費でございます。

1286最終処分場浸出水処理施設精密機能検査業務委託料は、老朽化した水処理施設の建物及び設備の損傷、老朽化等の状況を検査し、施設全体の修繕計画を作成し、適正な稼働、運営を行うための検査業務でございます。また、本検査結果を踏まえ、将来の施設更新等の検討もあわせて行っております。

なお、本精密検査は、法に準拠し、おおよそ3年ごとに実施しているところでござ

います。

次に、(目) 03し尿処理施設管理費1億2208万1000円は、汚泥再生処理センターに係る管理経費でございます。

では、説明欄を御覧ください。

01し尿処理管理経費は119万4000円でございます。

次の02公害防止対策経費241万8000円ですが、汚泥再生処理センターに係る臭気・水質及び熱回収施設で有効活用しております助燃剤の分析調査業務委託料でございます。

次に、03施設維持管理経費1億782万1000円は、汚泥再生処理センターの維持管理に係る経費でございます。

まず、1006光熱水費は、施設内で使用する電気及び水道料金でございます。

次に、1295汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託料9463万1000円は、令和4年度まで運転・維持管理を一括して業務委託した令和2年度分の委託料金でございます。

なお、この料金は、ごみ処理施設同様、固定料金及び変動料金で構成されております。変動料金につきましては、汚泥等の運搬回数や薬剤の購入代等で推移しているところでございます。

1ページめくっていただき、19ページの説明欄を御覧いただければと思います。

40一般職人事管理経費958万8000円は、し尿処理に係る業務に従事する担当職員の人件費を計上しております。

次の45地元対策経費のうち、説明欄1823町内会運営費交付金は、し尿処理施設に係る協定及び覚書により、地元町内会への交付金でございます。

次に、(款) 04公債費でございます。まず、(目) 01元金の説明欄01借入金元金償還経費3億2205万9000円は、最終処分場第3期遮水シート工事、ごみ処理施設整備事業、汚泥再生処理センター整備事業に係る財政融資資金及び東京都区市町村振興基金からの借入に伴う元金償還経費でございます。

次の(目) 02利子の説明欄01借入金利子償還経費1955万9000円は、借入れた額に対する利子償還経費でございます。

最後に、(款) 05予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備え、前年と

同額の500万円計上させていただきました。

なお、20ページから27ページは給与費明細書、28ページ、29ページは債務負担行為に関する調書、30ページ、31ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。山根トミ江議員。

○2番（山根トミ江議員） 1つだけ教えていただきたいのですが、予算書の14ページのごみ処理施設管理費というところで、前年比で1億5100万円、かなり多い金額が減額の予算となっております。この内容なのですか、要因といいますか、説明欄を先ほど説明していただきましたけれども、主なところはこの説明欄のどの辺なのか、もしできましたら、教えてください。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） まず、令和2年度会計予算でございますが、前年度と比較して減額しております。この減額の要因が、ただいま御質問された14ページ、15ページのごみ処理施設管理費の減額が主な予算の金額になっています。

御質問の14ページ、15ページを恐れ入りますが、お開きください。（款）03の廃棄物処理費のうち、（目）01ごみ処理施設管理費が前年度と比較して予算書のとおり、1億5106万2000円減額となっております。

この要因ですが、説明欄の中段、1292ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料4億108万1000円でございますが、予算書には記載していませんが、前年度と比較いたしますと、1億5168万5000円を減額した数値を予算計上させていただいているところでございます。これが予算の減額の大きな要因となっているところでございます。

1292のごみ処理委託料ですが、以前から御説明をさせていただいておりますが、この委託料は、運営事業者と平成26年から20年間の運営・維持管理業務委託契約を結んでおります。その契約の条件に20年間の業務委託完了時には、今の施設の基本的な性能を満たした状態で組合へ引き渡すというような条件で契約しております。

このことから、運営事業者はこのことに倣いまして、ごみ処理施設の長寿命化計画を踏まえ、計画的に点検、修繕、そして機器等の更新を行っております。補修や機器等の更新等が多くなる年度は本委託料も高くなるというような契約内容になっ

ております。このことから、前年度より今年度は修繕箇所が少ないということが減額となった要因でございます。

以上でございます。

○議長（田中千代子議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） ありがとうございます。修繕箇所が今年度は少ないということで、約1億5000万円減額の予算を計上したということなのではけれども、今後についてはそうしますと、増えるのか減るのかということは、今の段階ではあまり想定はできないというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 今、私が申し上げたとおり、修繕が多い年は委託料が高いというようなことでございます。予算でも御説明したとおり、運営基金の積立てを今年度は3000万円計上させていただいているところでございます。この運営基金につきましては、ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料の平準化を図るために積立てを行っております。高い年度に対しては、積立てた基金を充当することで平準化を図っているところでございます。

20年間を平均しまして、その平均値より高めの数値が出ている、要するに修繕箇所が多くなり、定期整備が多くなる年度が契約のときに示されております。その年度が令和3年度、令和7年度、令和11年度、令和13年度が平均より、1億2000万円から2億4000万円ぐらい高くなっております。ただいま申し上げました年度に基金を充当し、少しでも構成市町村の負担金を軽減したいということで、積立てをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中千代子議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） ありがとうございます。よく分かりました。基金を積立てることによって、できるだけ平準化を図っていきたいという説明でしたので、最初のこの予算のときに、今、事務局長から業務の見直し削減、必要最小限の経費を計上したと、こういう説明がありましたので、今後も引き続き経費削減のために努めていただければというふうに思います。意見、要望です。

以上です。ありがとうございます。

○議長（田中千代子議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第9号、令和2年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を
挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 続いて、議案第10号、令和2年度西秋川衛生組合会計予
算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 以上をもちまして、令和2年第1回西秋川衛生組合議会定
例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたしま
す。

午後3時17分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第124条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 田中 千代子

西秋川衛生組合議会議員 田村 みさ子

西秋川衛生組合議会議員 木住野 智行